

令和6年6月14日

島根県エネルギーコスト削減対策緊急支援事業事務局

「募集チラシ」の誤りのお詫びと訂正

募集チラシの一部（対象者）に誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

本補助金の対象者に「協同組合」が含まれる旨の記載をしておりましたが、「協業組合」の誤りであり、「協同組合」は対象となりませんのでご注意ください。

なお、本ホームページよりダウンロードいただける募集チラシにつきましては、当該箇所はすでに修正をしております。

ご迷惑をお掛けして申し訳ありません。

対象者（飲食・商業・サービス業等向け）

誤	正
原則として島根県内に主たる事業所または工場を有し、飲食・商業・サービス業等を現に営む中小企業者等（事業協同組合・企業組合・ 協同組合 ・商工組合・特定非営利活動法人を含む） ただし、みなし大企業を除きます	原則として島根県内に主たる事業所または工場を有し、飲食・商業・サービス業等を現に営む中小企業者等（事業協同組合・企業組合・ 協業組合 ・商工組合・特定非営利活動法人を含む） ただし、みなし大企業を除きます

対象者（製造業向け）

誤	正
中小企業基本法第2条に定める中小企業者等のうち製造業者（事業協同組合・企業組合・ 協同組合 ・商工組合・特定非営利活動法人を含む） ただし、みなし大企業を除きます	中小企業基本法第2条に定める中小企業者等のうち製造業者（事業協同組合・企業組合・ 協業組合 ・商工組合・特定非営利活動法人を含む） ただし、みなし大企業を除きます

本件に関するお問合せ先

島根県エネルギーコスト削減対策緊急支援事業事務局

〒690-0015 島根県松江市上乃木6-1-21 JAしまね中原店2階

TEL 050-2030-2706（音声ガイダンス付） お問合せ時間 9:00～17:00（土日祝日除く）